

## 三豊市広告事業実施基準

(趣旨)

第1条 この告示は、三豊市広告事業実施要綱(平成19年三豊市告示第51号。以下「実施要綱」という。)第5条第2項の規定により、広告媒体に掲載できる広告に関する基準を定めるものとする。

(広告に関する基本的な考え方)

第2条 三豊市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告媒体ごとの基準)

第3条 この告示に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告の内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を作成することができる。

(規制業種又は事業者)

第4条 次のいずれかに該当する業種又は事業者に係る広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業
- (4) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
- (5) ギャンブル(宝くじを除く)に関する業種
- (6) 投機的商品に関する業種
- (7) たばこに関する業種
- (8) 占い、運勢判断に関する業種
- (9) 興信所、探偵事務所に関する業種
- (10) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (11) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (12) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律

第 154 号) による再生・更生手続中の事業者

- (13) 各種法令に違反している事業者
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (15) 本市の市税等を滞納している事業者
- (16) 本市の指名停止を受けている事業者
- (17) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (18) その他本市資産の性質等により広告を表示する業種又は事業者として適当でないと認められるもの

(掲載基準)

第 5 条 次に掲げるものは広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
  - ア 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
  - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品又は粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
  - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
  - エ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
  - オ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
  - カ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり不安を与えるおそれのあるもの
  - キ 社会的に不適切なもの
  - ク 国内世論が大きく分かれているもの
  - ケ 本市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
  - ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現  
例：「世界一」「一番安い」「当社だけ」 等（掲載に際しては、根拠となる資料を要する）
  - イ 投機心、射幸心を著しくあおる表現  
例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」  
等

- ウ 人材募集に係る広告であって、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）  
その他の関係法令を遵守していないもの
  - エ 虚偽又は誤解を招く内容を表示するもの
  - オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
  - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
  - キ 広告の内容が明確でないもの
  - ク 責任の所在が明確でないもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着姿又は裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
  - イ 暴力・犯罪を肯定し、又は助長するような表現のもの
  - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現のもの
  - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
  - オ ギャンブル等を肯定するもの
  - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(屋外広告に関する都市景観上の基準)

第 6 条 屋外広告の内容及びデザイン等が次の各号のいずれかに該当し、都市の美観風致を損なうおそれがあるものは掲載しない。

- (1) 会社名、商品名等を著しく繰り返すもの
- (2) 彩度の高い色、原色、金銀色等を広範囲に使用するもの
- (3) 美観を損ねるような、著しくどぎついもの及びくどいもの
- (4) 景観と著しく違和感があるもの
- (5) 意味なく、身体の一部を強調するようなもの
- (6) 著しくデザイン性の劣るもの
- (7) 意味不明なもの等、公衆に不快感を起こさせるもの

(屋外広告に関する交通安全上の基準)

第 7 条 屋外広告の内容及びデザインが次の各号のいずれかに該当し、交通事故を誘発する等、交通の安全を阻害するおそれのある広告は掲載しない。

- (1) 自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるものとして、次のいずれかに

該当するもの

ア 過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの

イ 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの

ウ 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの

(2) 自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの

イ 水着姿又は裸体等を表示し、著しく注意を引くもの

ウ デザインがわかりづらい等、判断を迷わせるもの

エ 絵柄や文字が過密であるもの

(ホームページに関する基準)

第8条 本市のホームページへの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているホームページの内容についてもこの基準を適用する。

2 他のホームページを集合し、情報提供することを主たる目的とするホームページで、実施要綱及びこの基準、その他本市の定める広告に関する規定に反する内容を取り扱うホームページを閲覧者にあっせん又は紹介しているホームページの広告は掲載しない。

(表示基準)

第9条 広告掲載を行う広告の表示内容に関する共通事項は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 当該広告の関係法令及び業種ごとに定められている自主規制による広告表示基準等を遵守すること。

(2) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告は、広告主の法人格を明示し、法人名を明記すること。

(3) 広告主の名称、所在地及び連絡先を明示すること。また、連絡先については固定電話とし、携帯電話やPHS、Eメールアドレスのみは認めない。法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、次の表示について注意を要すること。

ア 割引価格

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例：「メーカー希望小売価格の 30%引き」 等

イ 比較広告

主張する内容が客観的に実証されていること。(根拠となる資料が必要)

ウ 無料で参加・体験できるもの

費用がかかることがある場合、その旨を明示すること。

例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」 等

エ 肖像権及び著作権

無断使用がないか確認すること。

(広告表示内容に関する個別の基準)

第 10 条 広告媒体の所管課は、掲載の都度、次の各項に定める業種ごとの基準に基づき、広告の内容等を審査する。この場合において、医療、老人保健施設、墓地、選挙、古物商・リサイクルショップ等に関するもの又は消費者関連法に抵触するおそれがあるものについては、関係法令等を所管する課又は機関に相談するものとする。

1 人材募集広告

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等関係法令を遵守していること。
- (2) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあっせんの疑いのあるものは掲載しない。
- (3) 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

2 語学教室等

安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

例：「1 カ月で確実にマスターできる」 等

3 学習塾・予備校・専門学校等

- (1) 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。(確実な証拠資料が必要)
- (2) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容又は施設が不明確なものは掲載しない。

#### 4 外国大学の日本校

日本の学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める大学でない旨を明確に表示する。

#### 5 資格講座

- (1) 民間の講習業者が「労務管理士」等の名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用せず、当該資格が国家資格ではない旨を明確に表示する。
- (2) 「行政書士講座」等の講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用せず、当該資格取得には、別に国家試験を受ける必要がある旨を明確に表示する。
- (3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
- (4) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

#### 6 病院・診療所・助産所等

- (1) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 69 条又は第 71 条及び獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）第 17 条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。
- (2) 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨の表示はしてはならない。
- (3) 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。
- (4) 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される等その効果を推測的に述べることはできない。
- (5) 写真については、病院の全景や当該医療機関が保有している医療設備、機器の写真等、医療に密接に関わるものは広告できない。
- (6) マークを表示することはできるが、そのマークが示す内容を文字により併せて表記しなければならない。また、赤十字のマークや名称を自由に用いることはできない。

#### 7 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

- (1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年

法律第 217 号) 第 7 条又は柔道整復師法 (昭和 45 年法律第 19 号) 第 2 4 条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

- (2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。
- (3) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設 (整体院、カイロプラクティック、エステティック等) の広告は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行う。

8 薬局・薬店・医薬品・医薬部外品・化粧品・医療用具 (健康器具、コンタクトレンズ等)

広告を掲載する事業者が、事業者所在地を所管する保健所の担当課で広告内容についての了解を得ること。

9 健康食品・保健機能食品・特別用途食品

広告を掲載する事業者が、事業者所在地を所管する保健所の担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得ること。

10 介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号。以下「介護保険法」という。) に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等

(1) サービス全般 (老人保健施設を除く)

ア 介護保険法に規定する介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。

イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

ウ その他サービスを利用するにあたって、有利であると誤解を招くような表示はできない。

(2) 老人保健施設

介護保険法第 9 8 条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

(3) 有料老人ホーム

ア 有料老人ホーム設置運営標準指導指針 (平成 14 年 7 月 18 日付け厚生労働省老健局長通知) に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。

イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。

ウ 有料老人ホームに関する不当な表示 (平成 16 年公正取引委員会告示第

3号)に抵触しないこと。

(4) 有料老人ホームの紹介業

ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

イ その他利用にあたって有利であると誤解を招くような表示はできない。

1 1 不動産事業

(1) 不動産事業者の広告の場合には、名称、所在地、連絡先、認可免許証番号等を明記する。

(2) 不動産売買や賃貸の広告の場合には、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。

(3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）に規定された住宅性能表示制度の適用を受けていない住宅の売買の広告は掲載しない。

(4) 不動産の表示に関する公正競争規約（平成 17 年公正取引委員会告示第 23 号）による表示規制に従う。

(5) 新築共同住宅の売買の広告には、建設工事を請け負った建設業者名を明記する。また、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 2 条第 3 項の規定により、一括下請負をした場合は、実際に施工した建設業者名も明記する。

(6) 契約を急がせるような表示のものは掲載しない。

例：「早い者勝ち、残り戸数あとわずか」 等

1 2 ウイークリーマンション等

営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること

1 3 トランクルーム及び貸し収納業者

(1) 「トランクルーム」との表示には、倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）第 2 5 条の規定により認定を受けた優良トランクルームであることが必要。また、その旨を表示すること

(2) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること

「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく"トランクルーム"ではありません」等

1 4 墓地等

市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。

#### 1 5 弁護士・公認会計士・税理士等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定し、顧問先又は依頼者名の表示はしない。

#### 1 6 旅行業

- (1) 登録番号及び所在地等を明記する。
- (2) 不当表示に注意すること。

#### 1 7 通信販売業

- (1) 会社の概要及び商品カタログ等を検討し、本市が妥当と判断したもの限り掲載する。
- (2) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 1 1 条に規定する表示事項はすべて表示すること。

#### 1 8 雑誌・週刊誌等

- (1) 適正な品位を保った広告であること。
- (2) 見出しや写真の性的表現等は、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。
- (3) 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。
- (4) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。
- (5) 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。
- (6) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。

#### 1 9 映画・興業等

- (1) 暴力、ギャンブル、麻薬及び売春等の行為を容認するような内容のものは掲載しない。
- (2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
- (3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
- (4) 内容を極端に歪めたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。
- (5) ショッキングなデザインは使用しない。
- (6) その他青少年に悪影響を与えるおそれがあるものは掲載しない。
- (7) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。

## 2 0 古物商・リサイクルショップ等

- (1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
- (2) 一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条に定める一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。

## 2 1 結婚相談所・交際紹介業

- (1) 結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。
- (2) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

## 2 2 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

- (1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- (2) 主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）する出版物の広告は掲載しない。

## 2 3 募金等

- (1) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 7 3 条に定める社会福祉事業のための寄付金募集に限る。
- (2) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けている旨を明確に表示する。

## 2 4 質屋・チケット等再販売業

- (1) 個々の相場、金額等の表示はしない。
- (2) 有利さを誤認させるような表示はしない。

## 2 5 宝石販売業

虚偽の表現に注意すること。

例：「メーカー希望価格の 50%引き」（宝石には通常、メーカー希望価格はない） 等

## 2 6 酒類製造販売業

未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。

例：「お酒、飲酒は 20 歳を過ぎてから」 等

## 2 7 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告

第 4 条で定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、この基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。